

報告

空き家活用による住民福祉活動拠点に関する研究
 —地区社会福祉協議会に関する全国調査から
 The Study on Community Activity Bases Utilizing Vacant Houses
 —National Survey on District Council of Social Welfare

中村 美安子¹⁾, 大原 一興²⁾, 藤岡 泰寛²⁾

1) 神奈川県立保健福祉大学

2) 横浜国立大学大学院

Miyako Nakamura¹⁾, Kazuoki Ohara²⁾, Yasuhiro Fujioka²⁾

1) Kanagawa University of Human Services

2) Yokohama National University

抄 録

住民福祉活動活性化が、市町村や住民福祉活動の推進役である社会福祉協議会及びに地域において重要課題として浮上していることを踏まえ、財政基盤の弱い住民福祉活動が、空き家活用によって常設・専有の拠点を確保する可能性を検討するための基礎資料を得ることを目的に、住民福祉活動の代表例である地区社協を対象として拠点の現状と課題、空き家活用の状況や関心についての全国的状況を把握する調査を実施した。その結果、現在多くの拠点が役場や公民館などの公的施設内や自治会・町内会の会館内にあり、常設・専有ではないこと、活動が行事型で生活支援活動の取り組みが広がっており地域がもつ拠点のイメージが曖昧であることが把握された。まずは、拠点とは常設・専有の場所であるというイメージを地域で共有化することが必要である。また、空き家活用については、事例は1割であるものの関心はあり選択肢として排除されていないが、確保には「賃貸料や維持費の負担」「防火・耐震性などの安全面」「空き家像の曖昧さ」、「空き家の所在情報等の不足」がハードルとなっていることが明らかとなった。これら課題を克服する方策の検討が必要である。

キーワード：地区社会福祉協議会、住民福祉活動拠点、空き家

Key words：District Council of Social Welfare, Community Activity Bases, Utilizing Vacant Houses

研究の背景

1. 住民相互の支え合い活動（住民福祉活動）への期待

2015年の我が国の高齢化率は26.7%（総務省統計局「人口推計」）であり、2035年には33.4%に上昇、単独世帯は、2010年に32.4%であったものが2035年には37.2%を占めるまでになるとの見通しである

著者連絡先：神奈川県立保健福祉大学社会福祉学科

〒238-8522 神奈川県横須賀市平成町1-10-1

(受付 2017.9.14 / 受理 2018.1.4)

(国立社会保障・人口問題研究所2013)。このような高齢化や家族の小規模化の急速な進行予測を背景に、地域コミュニティや住民相互の支え合い活動（以下「住民福祉活動」）への関心が地域においても政策においても倍している。

中でも、一人暮らし高齢者の見守りや家事といった身の回りの手助け、いわゆる生活支援の実施を住民福祉活動に期待する声が、近年高まりをみせている。ここには国の政策が大きく関わっている。平成27年度の介護保険制度改正で市町村の裁量で企画実施できる地域支援事業が改正され、要支援等の軽度者を対象とした生活支援の提供主体に住民福祉活動

が含まれるようになった。更には、平成28年12月に公表された『地域力強化検討会中間とりまとめ』（厚生労働省社会・援護局地域福祉課）では、地域の課題を地域住民が「我が事」と捉えて支えあう活動に取り組めるようにするためには、「住民が集い話し合いそれを通じて新たな活動が生まれることが期待できる地域の拠点をつくるのが重要であり、そのサポートを自治体が検討する必要がある」と提示されたし、平成29年の社会福祉法改正では、第106条3項に市町村の役割として、「地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備」が努力義務化されるなど、住民福祉活動の活性化は、現在、保険者である市町村や住民福祉活動の推進役である市町村社会福祉協議会（以下「社協」）及び地域において、重要課題として浮上している。

2. 常設・専有拠点の重要性の認識と取組状況

住民福祉活動への期待は、今に始まったことではなく従来から高かったが、その活動環境は必ずしも整備されては来なかった。『地域力強化検討会中間とりまとめ』に先だって、平成20年3月に公表された厚生労働省の『これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告』（厚生労働省2008）ではその点を指摘し、住民福祉活動活性化の条件を整理している。この報告書では、住民福祉活動が活発な地域の事例を根拠に、地域福祉を推進するための環境条件として「情報の共有」、「地域福祉のコーディネーター」「活動資金」とともに「活動の拠点」が必要であると提示され、活動拠点（以下「拠点」）の効果は、「住民間の情報共有や協議の進展」、「サロンなどの具体的な活動の着手促進」、「連絡先の明示可能性による相談対応や関係者の連携推進」が挙げられている。また、拠点の条件は、「いつでも立ち寄れて連絡がとれること」、「電話や机などの物品が整備された常設の場所であること」、「いつでも誰かがいること」とし、常設・専有の必要性を明示している。この報告により常設・専有の拠点確保が重要との認識は、関係者にはある程度は浸透したが、地域を概観する範囲では、サロンなどの会場を公的施設や自治会館に年間予約できるというような優先利用をもって拠点確保を自称している例も少なからず見られるので、常設・専有の拠点確保は今後の課題として大きいも

のであると思われる。

3. 拠点確保を巡る状況

拠点を確保し維持するには、相応の手間と資金を要する。財政基盤もなく有志が支えているに過ぎない多くの住民福祉活動において、その負担を負うところまでの判断は容易ではないだろう。拠点確保の取り組みが積極化しない背景には、これら財政的な問題や維持管理への漠然とした不安のほか、活動が行事中心で生活支援のような日常的な活動に至っていない現状や確保すべき拠点の具体的なイメージが不足していることなども要因となると推察される。生活支援への住民福祉活動への期待が高まる今、財政基盤が弱くても常設・専有の拠点確保に踏み出せるようにするための手掛かりの提供が求められている。

4. 空き家の増加と活用ニーズ

一方、地域では空き家が増加し、これらを資源として有効活用することに関心が高まっている。全国の空き家率は増加しており、平成25年住宅・土地統計調査によれば、空き家数は820万戸、空き家率13.5%であり、5年前に比べて63万戸の増、率では0.4ポイントの上昇である。空き家の種類別でみると別荘などの二次的住宅、賃貸用住宅、売却用住宅の割合は減少しているのに対し、そのいずれでもない「その他の住宅」の割合は、平成15年32.1%、20年35.4%、25年38.8%と増えている。この「その他の住宅」がいわゆる空き家問題の対象となっている住宅である。これら空き家は、多くが自宅を保有する者が親の死亡により実家を相続したものの、貸すことも住むこともないままとなっている個人所有の物件であり（社全国宅地建物取引業協会連合会2016）、生まれ育った実家への思いから、あるいは解体費用の負担の問題などにより取り壊されないまま放置されている物件であると言われている。

財政基盤の弱い住民福祉活動にとって、これら空き家が拠点として提供されるならば、拠点確保のハードルは一気に低くなるだろう。住民福祉活動に空き家を活用することは、空き家問題解消の一助となりうること、元から地域にあった建物であり雰囲気や空間が住民福祉活動の嗜好性と合致し地域に溶

け込み違和感がないこと、低負担（無料あるいは低額）での確保が可能で、財政基盤の弱い住民福祉活動でも現実的な検討がしやすいことなど、地域にとっても活動者にとっても十分にメリットが見出せる手法といえる。現在すでに、ふれあいいきいきサロンや住民が主体的に組織する地区社会福祉協議会（以下「地区社協」）等で空き家を活用した拠点確保の先行事例が散見されるようになってはいるが、これら空き家の情報は不動産業者等には集約されないために、活動者がその所在を把握することが容易ではなく多くの地域が確保時に苦労を経験している。例えば、筆者が行った神奈川県茅ヶ崎市の地区社協（地区ボランティアセンター）のうち空き家活用によって活動拠点を確保している地区の3分の2が移転を経験しており、居心地の良さ等のメリットを強く感じているにもかかわらず空き家活用におけるリスクとして将来的な転居の不安を共通して指摘していたことからもうかがえる。空き家探しの大変さは、活動者に確保行動をためらわせるハードルとなる。数自体は増えていても情報が入り難い空き家の情報と住民福祉活動をつなげる媒介システムの必要が浮上するが、その前にそもそも住民福祉の活動者や関係者に空き家活用のニーズがあるのか否かを判断する資料もないのが現状である。

5. 住民福祉活動拠点の現状と課題を把握する必要性

住民福祉活動といっても、隣近所の助け合いのような未組織のものもあれば、NPO法人もあるなどその形態は多様であるが、全国的にみられる活動組織としては、小学校区や中学校区などの小地域を単位に福祉のまちづくりに取り組む地区社協と通称される組織がある。地区社協は、住民福祉活動を支援する社協が設置を進めてきた住民組織で、校区福祉委員会、住民懇談会などの名称を使用する地域もある。任意設置であるため組織形態は地域により異なるが、役員が町内会、民生委員、ボランティア団体の代表等から選出される地域が多い。全国的な設置率（平成28年1月現在）は、全国社会福祉協議会（以下「全社協」）によれば、社協の50.9%である（（福）全国社会福祉協議会2016）。なお、そのうち拠点が「全地区にある」社協は37.5%、「一部の地区にある」

社協が26.8%と全体の6割以上の社協が拠点を確保する地域を有していると回答しているが、この数字は、全社協の担当部署の実感とは乖離しており、各社協が、拠点をどのようなものと認識して拠点があると回答しているのか把握できていないということであった。これら住民福祉活動拠点の現状や課題について全国規模での客観的なデータは存在していないのが現状である。まずは現在住民福祉活動拠点とされている場所の現状把握が必要である。

研究の目的

財政基盤の弱い住民福祉活動が空き家活用によって常設・専有の拠点を確保する可能性を検討するための基礎資料を得ることを目的に、住民福祉活動拠点の現状と課題、空き家活用の状況や関心についての全国的状況を把握する。

研究の対象、方法

住民福祉活動の担い手は多様であり、研究対象としてそれを網羅することは困難である。ここでは、社協が設置を進めている地区社協が、全国的に設置が進められている住民福祉活動の母体であって、自治体や住民、関係機関による認知も一定あるという点で住民福祉活動組織の代表例と考えられることから、これを本研究の対象とすることとした。具体的には、『平成27年度市区町村社会福祉協議会活動実態調査』（以下『全社協調査』）で、「地域福祉推進基礎組織の活動拠点」が「ある」と回答した938社協（回答社協の64.4%、社協全体の50.9%にあたる）を対象に、平成28年10月18日～11月21日を期間に、郵送調査により実施した。なお、全社協では近年住民福祉活動の組織がまちづくり協議会など地区社協以外にも広がっていることを踏まえて、これらの総称を地域福祉推進基礎組織としていることから、本調査においてもこれを踏まえ「地域福祉推進基礎組織の活動拠点調査」の表題で実施した。地域福祉推進基礎組織は地区社協をさすものである。調査項目は、活動拠点の設置状況、地区における空き家の活用や検討の状況、賃貸料負担の有無、拠点の課題、生活支援活動への取り組み状況、空き家活用に関す

る社協の意識について1つないし複数を選択する形式でフェイスシートを含めて18問の構成とした。

研究結果

回収率は、51.7%（477団体）であった。調査票郵送後に地区社協がなかったり拠点がなくともかわらず『全社協調査』に「ある」と誤回答したと連絡があった社協が16あったため母数は922とした。

なお、更に本調査実施後に、全社協から『全社協調査』において、279社協に質問の読み間違いと推測できる誤回答があったことが判明したとの報告があった。それを除くと対象は659社協となり、回収率は72.4%となるが、回答した社協の中にこれら誤回答のあった社協が含まれている可能性もあるため、回収率は51.7%のままとする。なお、誤回答の要因は、これまで地区社協と呼称してきた住民福祉活動を『全社協調査』の際にまだ浸透していない地域福祉推進基礎組織と表記したことが影響したと考えられるとのことであった。しかし、地域福祉推進基礎組織つまり地区社協がない地域の多くは、本調査に回答しなかった可能性が高いので、回収率には反映させないが、本調査の回答率は実質的には7割を超えており相当の精度を確保できたのではないかと考えている。

回答社協の自治体規模は、多い順に、①一般市35%、②町村27.5%、③人口5万人未満の市17.8%、④政令市の区9.4%、⑤中核市6.5%、⑥特例市1.7%、⑦政令市0.6%、⑧東京都特別区0.4%、無回答1%であった。

以下、地区社協と拠点の設置状況、活動拠点の状況、支援の現状、活動の現状、空き家活用の現状、空き家活用についての関心と課題について、集計結果を報告する。

1. 地区社協と拠点の設置状況

地区社協が「全地区にある」（63.1%）、「概ね全地区にある」（13.4%）は、あわせて76.5%と8割に至っている。地区社協の総数は、8,337ヶ所であった。また、拠点が「全地区にある」（45.9%）「概ね全地区にある」（21.9%）は、あわせて67.5%と、約7割に至っている。

2. 拠点の状況

(1) 拠点が常設・専有であるか（表1）

常設・専有の活動拠点が、「全て又は多くの地区にある」（18.7%）、「概ね半数の地区にある」（4.4%）、「一部の地区にある」（10.7%）で、常設・専有の活動拠点がある社協は、あわせて33.8%、一方、「全て又は多くの地区が常設・専有でない」（21%）、「常設・専有の地区はない」（41.5%）と大半の拠点が常設・専有ではない地域が約6割である。

(2) 「拠点」の場所（複数回答）（表2）

「役場や公民館などの公的施設内」が最も多く72.7%、次いで「自治会・町内会の会館」47.0%である。空き家活用については、「戸建住宅」活用の

表1 「活動拠点」は、常設・専有か

	件数	%
①全て又は多くの地区が常設・専有である	89	18.7%
②全て又は多くの地区が常設・専有ではない	100	21.0%
③概ね半数が常設・専有である	21	4.4%
④一部の地区が常設・専有である	51	10.7%
⑤常設・専有の地区はない	198	41.5%
無回答	18	3.8%
合計	477	100.0%

*②⑤は選択肢重複あるが回答は1つ選択のため重複解答はない

表2 「活動拠点」の場所について（複数回答）

	件数	%
①役場や公民館などの公的施設内	347	72.7%
②市町村社協の事務所内	86	18.0%
③学校の空き教室	32	6.7%
④自治会・町内会の会館	224	47.0%
⑤団地等の集会室	51	10.7%
⑥戸建住宅	30	6.3%
⑦アパート	6	1.3%
⑧マンション	5	1.0%
⑨店舗	22	4.6%
⑩倉庫	0	0.0%
⑪その他	40	8.4%
無回答	23	4.8%
合計	477	100.0%

地区がある6.3%、「店舗」活用の地区がある4.6%、「アパート」活用の地区がある1.3%、「マンション」活用の地区がある1%であった。なお、「その他」に挙げられたのは、寺院・神社の集会所、社会福祉法人の施設内、プレハブ、学校の図書室、PTA室、コミュニティ施設、小規模多機能ホーム、農協の余剰部屋、漁協内、会長・役員の実家、旧公立保育所（行政財産）活用、スーパー駐車場、旧消防団詰所であった。

(3) 「拠点」の開所日と日数 (表3)

原則的な開所日を決めているところは9.4%で、55.3%は決めていない。このうち原則的な開所日を決めている場合の日数は、多くの地区が「週5日以上」であるところが53.3%、「週2～4日」が20%。「拠点」の開所日の開所時間は、原則的な開所時間を決めているところは9.9%で、決めていないところが55.3%である。原則的な開所日を決めている場合の開所時間は、8時間以上が最も多く40.4%、5～7時間は36.2%、4時間以下は19.1%と、5～8時間以上が8割であった。

(4) 「拠点」の賃貸料 (表4)

「支払っているところはない」が69%と7割を占めている。

表3 「活動拠点」の開所日と日数について

	件数	%
①原則的な開所日を決めている	45	9.4%
②原則的な開所日は決めていない(必要に応じて開所する)	264	55.3%
無回答	168	35.2%
合計	477	100.0%

表4 「活動拠点」の賃貸料について

	件数	%
①多くが支払っている	22	4.6%
②概ね半数が支払っている	9	1.9%
③一部が支払っている	84	17.6%
④支払っているところはない	329	69.0%
無回答	33	6.9%
合計	477	100.0%

(5) 「現在の「拠点」の課題 (複数回答) (表5)

最も多いのは、「高齢者障害者などが使いにくい」27.9%、次いで「確保し続けられるか不安」24.1%、「狭い」17.2%、「維持費が負担」15.7%、「立地が不便」15.3%、「使いづらい」14%である。

3. 社協による支援の現状

(1) 「拠点」に社協職員はどの程度訪問するか (表6)

社協職員の定期的な訪問は24.9% (全地区に訪問17.4%、全地区ではないが訪問7.5%)。不定期に訪問は57.6% (全地区に訪問27%、地区ではないが訪問30.6%)。ほとんど訪問していない社協は11.1%であった。

表5 現在の「活動拠点」の課題 (複数回答)

	件数	%
①管理が負担である	58	12.2%
②維持費が負担である	75	15.7%
③確保し続けられるか不安がある	115	24.1%
④使いづらい	67	14.0%
⑤狭い	82	17.2%
⑥近隣との関係に苦慮する	10	2.1%
⑦立地が不便	73	15.3%
⑧高齢者、障害者などが使いにくい	133	27.9%
⑨防火、防災面で不安がある	32	6.7%
⑩その他	86	18.0%
無回答	111	23.3%
合計	477	100.0%

表6 「活動拠点」への社協職員の訪問

	件数	%
①全地区に定期的に訪問している	83	17.4%
②全地区ではないが定期的に訪問している	36	7.5%
③全地区に不定期に訪問している	129	27.0%
④全地区ではないが不定期に訪問している	146	30.6%
⑤ほとんど訪問していない	53	11.1%
無回答	30	6.3%
合計	477	100.0%

4. 生活支援活動の取り組み状況

(1)「拠点」のある地区で、住民主体の取り組みとして、家事援助や軽作業など家庭を訪問して生活を支援する活動に取り組んでいる地区はあるか（表7）

「全ての地区（2.3%）、多くの地区（4.8%）、一部の地区（28.7%）で取り組んでいる」は、あわせて35.8%、「多くの地区（1.5%）一部の地区（17.2%）で取り組む予定あるいは検討中」は、あわせて18.7%。取り組む予定の地区はないは、39.2%であった。社協の5割強（54.5%）に、すでに取り組んで

表7 「活動拠点」のある地区で、住民主体の取り組みとして、家事援助や軽作業など家庭を訪問して生活を支援する活動に取り組んでいる地区はあるか

	件数	%
①全ての地区で取り組んでいる	11	2.3%
②多くの地区で取り組んでいる	23	4.8%
③多くの地区で取り組む予定あるいは検討中である	7	1.5%
④一部の地区で取り組んでいる	137	28.7%
⑤一部の地区で取り組む予定あるいは検討中である	82	17.2%
⑥取り組む予定の地区はない	187	39.2%
無回答	30	6.3%
合計	477	100.0%

表8 「活動拠点」のある地区で、住民・ボランティアを相談員とする相談窓口を置いているところはあるか

	件数	%
①多くの地区が置いている	30	6.3%
②多くの地区が置く予定あるいは検討中である	3	0.6%
③概ね半数が置いている	7	1.5%
④概ね半数が置く予定あるいは検討中である	1	0.2%
⑤一部の地区が置いている	67	14.0%
⑥一部の地区が置く予定あるいは検討中である	45	9.4%
⑦置く予定の地区はない	296	62.1%
無回答	28	5.9%
合計	477	100.0%

いるか取り組む予定の地区があり、4割には取り組む予定の地区はない。

(2)「拠点」のある地区で、住民・ボランティアを相談員とする相談窓口を置いているところはあるか（表8）

「多くの地区（6.3%）、概ね半数の地区（1.5%）、一部の地区（14%）が置いている」（計21.8%）、「多くの地区（0.6%）、概ね半数（0.2%）一部の地区（9.4%）が置く予定あるいは検討中である」（10.2%）、これらをあわせて32%。置く予定なしは62.1%であった。置く予定なしは6割に及び、住民・ボランティアを相談員とする相談窓口を置いているところは2割にとどまるが、今後設置が進む可能性のある地区がある社協は3割ある。

5. 空き家活用の現状と関心、課題

(1)「拠点」のうち、戸建住宅、アパート、マンション、店舗などを活用している地区はどのくらいあるか（表9）

「どこの地区にもない」が74.2%。「ほとんどの地区にある」（1.9%）、「半分くらいの地区にある」（0.4%）「一部の地区にある」（9.9%）はあわせて12.2%（58社協）である。地区数は、総合計219カ所であった。

(2)「拠点」の確保にあたり、地区で戸建住宅、アパート、マンション、店舗などの活用についての検討（表10）

「検討していない」が最も多く68.3%である。「多くの地区で検討」（1.7%）、「一部の地区で検討」（11、

表9 「活動拠点」に戸建住宅、アパート、マンション、店舗等を活用している地区は、どのくらいあるか

	件数	%
①ほとんどの地区	9	1.9%
②半分くらいの地区	2	0.4%
③一部の地区	47	9.9%
④どこの地区もない	354	74.2%
無回答	65	13.6%
合計	477	100.0%

表10 「活動拠点」の確保に当たり、地区で戸建住宅、アパート、マンション、店舗等の活用について検討したか

	件数	%
①多くの地区で検討していた	8	1.7%
②一部の地区で検討していた	53	11.1%
③話題には上ったが検討には至らなかった	43	9.0%
④検討しなかった	326	68.3%
無回答	47	9.9%
合計	477	100.0%

1%) はあわせて12.8%で、地区で検討があったのは1割強。

(3) 「拠点」を、戸建住宅、アパート、マンション、店舗など空き家の活用によって確保することについての関心と取り組み状況 (表11)

「関心はない」は23.3%、「関心がありすでに取り組んでいる」は6.1%、「関心があり取り組みたいと考えている」6.1%であった。「関心はあるが取り組めていない」は42.1%。「これまで考えたことがなかったが考えたいと思う」は16.8%ある。

(4) 「拠点」を戸建住宅、アパート、マンション、店舗など空き家の活用によって確保する場合の課題と思うもの (複数回答) (表12)

「維持費や賃貸料の負担が心配」が最も多く70%。

表11 「活動拠点」を、戸建住宅、アパート、マンション、店舗など空き家の活用によって確保することの関心と取組

	件数	%
①関心がありすでに取り組んでいる	29	6.1%
②関心があり取り組みたいと考えている	29	6.1%
③関心はあるが、取り組めていない	201	42.1%
④これまで考えたことがなかったが考えたいと思う	80	16.8%
⑤関心はない	111	23.3%
無回答	27	5.7%
合計	477	100.0%

表12 「活動拠点」を戸建住宅、アパート、マンション、店舗など空き家の活用によって確保する場合の課題と思うものについて (複数回答)

	件数	%
①活用できる空き家の情報がない	112	23.5%
②どのような空き家を探せばよいかかわからない	49	10.3%
③活動に合う空き家が見つからない	100	21.0%
④所有者の理解が得られない	63	13.2%
⑤空き家はあっても所有者がわからない	47	9.9%
⑥活動者の意識が高まらない	82	17.2%
⑦防火、耐震性などの安全面が不安	129	27.0%
⑧漠然と不安がある	71	14.9%
⑨維持費や賃貸料の負担が心配	334	70.0%
⑩社協は進めたいが、地域の理解が得られない	16	3.4%
⑪空き家の活用という選択肢を知らない場合が多い	35	7.3%
⑫空き家活用は適当ではない	22	4.6%
⑬その他	46	9.6%
無回答	45	9.4%
合計	477	100.0%

次いで「防火・耐震性などの安全面」27%。「活用できる空き家情報がない」23.5%、「活動に合う空き家が見つからない」21.0%、「どのような空き家を探せばよいかかわからない」10.3%など、空き家情報に関する課題も大きい。

(5) 「拠点」の確保について、確保できるなら、公共施設と戸建住宅、アパート、マンション、店舗などの空き家活用のどちらが良いと思うか (表13)

拠点確保は「空き家でも公共施設でもどちらでも良いと思う」が54.5%、次いで「公共施設がよい」が30.6%。「公共施設より空き家活用のほうが良い」が2.3%ある。ちなみに、「空き家活用のほうが良い」と回答した社協は、11社協で、町村8、一般市2、特例市1であった。

表13 「活動拠点」の確保について、確保できるなら、公共施設と戸建住宅、アパート、マンション、店舗などの空き家活用のどちらが良いと思うか

	件数	%
①公共施設より空き家活用のほうが良いと思う	11	2.3%
②空き家より公共施設に確保する方が良いと思う	146	30.6%
③空き家でも公共施設でもどちらでも良いと思う	260	54.5%
④わからない	37	7.8%
無回答	23	4.8%
合計	477	100.0%

まとめと考察

1. 常設・専有拠点のイメージ共有化の必要性

本調査の対象は、市町村のエリア内に1カ所以上地区社協が設置されており、活動拠点が1カ所以上ある社協である。これら社協の約8割が、ほぼ全地区に地区社協を設置しており、拠点もほぼ全地区にある。しかし、拠点の場所は、役場や公民館などの公的施設内が約7割、自治会・町内会の会館が約5割であり、多くは常設・専有ではない。これについては、社協において拠点が必要との認識は広がっているものの、具体的な検討が未成熟な段階であるために、常設・専有でない場所を拠点とは認識していない社協もあれば、公的施設や自治会館、社協事務所の一部に書庫と机が一つあるだけでも拠点が確保できていると認識している社協もあると思われる。常設・専有のイメージにはバラつきがあるのではないかと推察する。そもそも常設・専有でない場所を拠点と認識していない社協は、『全社協調査』に回答する時点で拠点なしと回答し、本調査の対象からあらかじめ外れている可能性は高い。現段階での地域を持つ拠点のイメージは曖昧だといえるだろう。

本研究では、拠点のイメージを、『これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告』で示されたような条件、「いつでも立ち寄れて連絡がとれること」、「電話や机などの物品が整備された常設の場所であること」、「いつでも誰かがいること」を備えたものと考えている。今期待されている生活支援活動に住民が取り組めるようにするためにはそのような条件を備えた拠点であることが不可欠と考えるからであ

る。しかし、本調査の範囲で生活支援活動への取り組みの現状をみると、家庭を訪問して生活を支援する活動に「取り組む地区がある」社協は3.5割で、「予定している地区がある」社協は約2割であった。また、住民・ボランティアを相談員とする相談窓口を「置いている地区がある」社協は約2割で、「検討中の地区がある」社協は約3割であり、現在の活動状況からは、そこまでのイメージを共有することが困難な段階であるといえるだろう。

行事や会議、サロン活動であれば、あらかじめ日程を決めて会場を確保する方法でも可能であるが、生活支援活動の場合は、相談対応や活動者間の申し送り・連絡、個人情報の管理しやすさなどが重要になり、必要な時に自由に使える常設・専有の場所を求めるようになるのではないかとと思われる。地域がもつ拠点のイメージは、取り組む活動内容に左右される。生活支援活動への取り組みが活発化すれば、常設・専有の拠点を確保することが課題化する可能性は高い。逆もある。常設・専有の拠点を確保して生活支援活動がしやすい環境が整うことでそれに取り組む動機が高まるということもあるだろう。拠点確保は、地区社協等の住民福祉活動の活性化や生活支援活動への取り組みが進むための入口になるのではないだろうか。まずは、地域にとって拠点とは、常設・専有の場所であるというイメージの共有化から始める必要があると考える。

2. 空き家活用の課題は、「維持費や賃貸料の負担」「防火・耐震性などの安全面」「空き家像の曖昧さ」「空き家の所在情報の不足」

容易ではない拠点確保だが、近年、その方法の一つとして空き家を活用する事例がみられるようになってきた。本調査では、このような空き家活用での拠点確保については、「どこの地区にもない」と「検討していない」がそれぞれ約7割で、空き家活用の地区がある社協は約1割、「検討をした」地区がある社協と「話題には上ったが検討には至らなかった」地区がある社協は、それぞれ約1割と少なかった。しかし、拠点が確保できるなら、公共施設と空き家活用のどちらが良いと思うかについては、「公共施設がよい」は3割で、「空き家でも公共施設でもどちらでも良いと思う」が5.5割、「公共施設より空き

家活用のほうが良い」という回答は2.3%あった。空き家活用の実例は今のところは1割にとどまっているが、6割近くの社協は、空き家活用を拠点確保の方策として除外しておらず、むしろできることならやってみたいと考えている社協は少なからずあるとみてよいのではないかと思われる。

その際のハードルとなる空き家活用する場合の課題については、「維持費や賃貸料の負担」が最も多く、それに加えて「防火・耐震性などの安全面」への不安、どのような物件が良いのかの「空き家像の曖昧さ」、「空き家所在情報の不足」という結果であった。これら課題を克服する方策を検討する必要がある。賃貸料については、社会福祉法人の社会貢献として拠出させる方法を見つけ出したボランティアグループすずの会（川崎市宮前区）のような地域があったり、空き家の活用が保全管理になることで賃貸料負担なしで確保する豊中市社協の原田校区社協（大阪府豊中市）の実例もある。先行事例から得られるノウハウの移転支援も当然有効であろう。

おわりに

本稿は、住民福祉活動が空き家活用によって常設・専有の拠点を確保する可能性を検討するための基礎資料を得ることを目的に社協を対象に実施した全国調査の結果をまとめたものである。本研究で把握された住民福祉活動拠点の現状と課題、空き家活用の状況や関心についての全国的状況を踏まえ、今後は、社協はじめ住民福祉活動関係者に常設・専有拠点のイメージ共有化を働きかけるとともに、明らかになった課題「維持費や賃貸料の負担」「防火・耐震

性などの安全面」「空き家像の曖昧さ」「空き家の所在情報の不足」を乗り越えるための研究に継続して取り組む予定である。

*本調査は、科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）（基盤研究C）（一般）の助成により実施した。

謝辞

本調査に当たり、ご協力いただいた全国社会福祉協議会並びに市町村社会福祉協議会の皆様に深く感謝申し上げます。

引用文献

- 公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会 (2016). 空き家所有者に関するアンケート調査及びインタビュー調査報告書. 4
- 厚生労働省社会・援護局地域福祉課 (2008). これからの地域福祉のあり方に関する研究会、地域における「新たな支え合い」を求めて－住民と行政の協働による新しい福祉－. 44
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2013). 日本の世帯数の将来推計(全国推計) 要旨 [2013 (平成25)年1月推計] - 2010 (平成22)年～2035 (平成47)年-. <http://www.ipss.go.jp/pp-ajsetai/j/HPRJ2013/yoshi.html>
- 社会福祉法人全国社会福祉協議会 (2016). 活動実態調査等報告書2015. 39

